

設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置事務処理要領

平成 27 年 2 月 2 日制定

第 1 趣旨

この要領は、土木設計業務等委託契約約款第 49 条により、旧技術者単価に基づく契約を新技術者単価に基づく契約に変更するための業務委託料の変更に必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

- 1 この要領において「業務」とは、「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱」（平成 11 年 4 月 1 日制定）第 2 条第 1 項に規定する委託業務をいう。
- 2 この要領において「旧技術者単価」とは、予定価格算出時に利用した技術者単価をいう。
- 3 この要領において「新技術者単価」とは、契約日時点の技術者単価をいう。

第 3 対象業務

別途通知による。

第 4 受注者への通知

対象となる業務ごとに、新技術者単価に基づく業務委託料の変更についての協議を請求できる旨を、発注者から受注者に対し、請求可能期限を明記し通知する。（別記様式 1）

請求可能期限は通知日より 14 日以内を基本とするが、契約変更手続き等に支障があれば、支障の生じない日数に短縮すること。

第 5 受注者からの請求

通知を受けた受注者は、新技術者単価に基づく業務委託料の変更について、請求可能期限までに発注者へ請求する。（別記様式 2）

また、この請求は、受注者からの請求を発注者が受理した時点で有効とする。

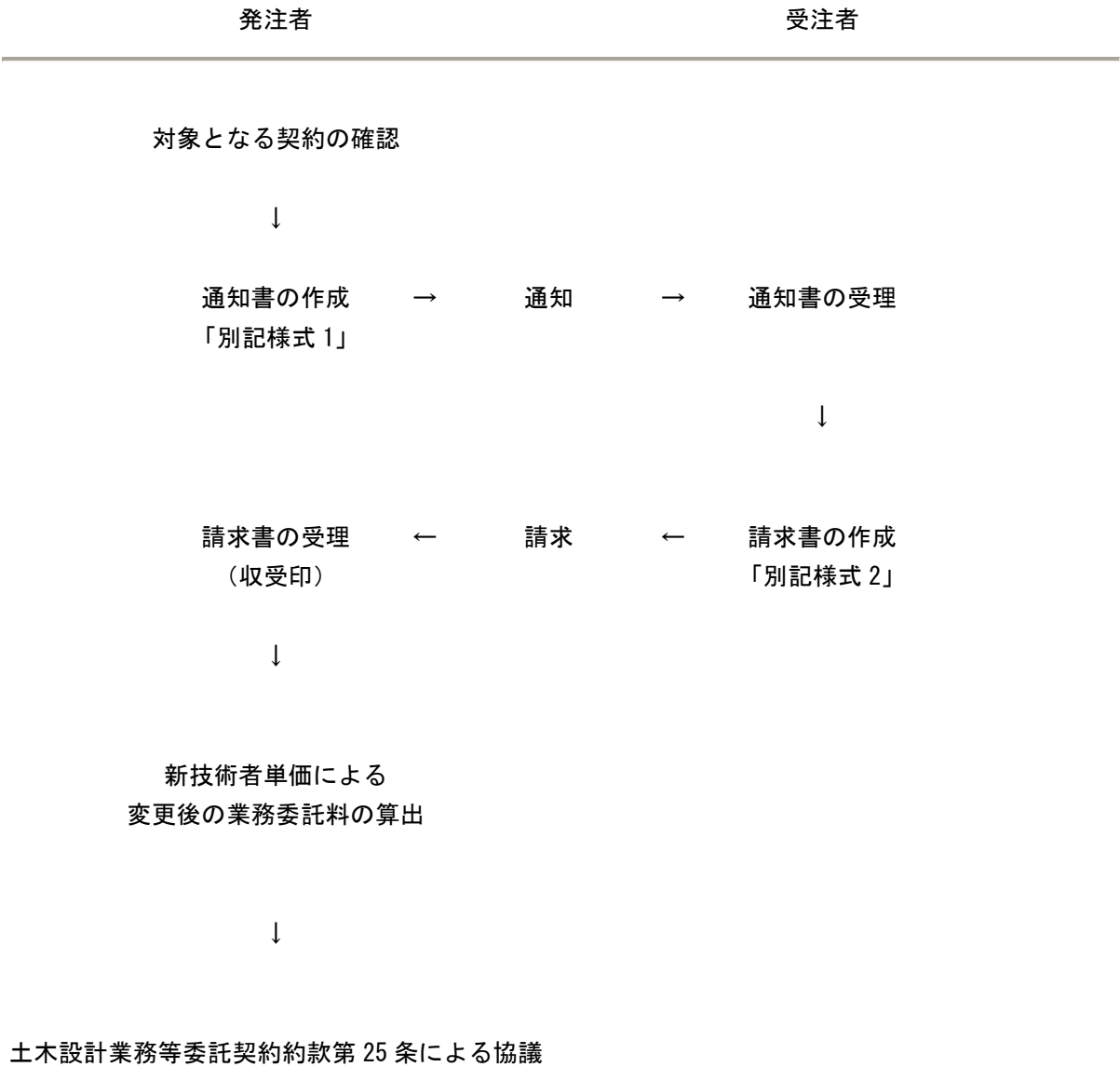
第 6 変更契約

請求の受理後、直近の変更契約時に新技術者単価により積算された業務委託料を反映すること。

附則

この要領は平成 27 年 2 月 2 日から施行する。

事務処理フロー



別記様式 1

年 月 日

(受注者) 様

(発注者)

設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置による業務委託料変更の協議について（通知）

次の契約について、旧技術者単価に基づく契約を新技術者単価に基づく契約に変更する業務委託料の協議の請求が可能であることを通知します。

1 施行番号

00000-000-0000

2 請求可能期限

年 月 日まで

3 事務処理について

新技術者単価に基づく契約に変更する、業務委託料の協議を請求される場合は「別記様式 2」により請求可能期限までに請求してください。

なお、請求を発注者が受理することで、変更契約の対象とします。

4 協議により業務委託料の変更となった場合

協力者と既に締結している契約の金額の見直しや、技術者の賃金水準の引き上げ等についても適切に対応することとしてください。

別記様式 2

年 月 日

(発注者) 様

(受注者)

設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置による業務委託料変更の協議について（請求）

年 月 日の通知により、次の契約について、旧技術者単価に基づく契約を新技術者単価に基づく契約に変更する業務委託料変更の協議を請求します。

1 施行番号

00000-000-0000